|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| （検査手数料）  第21条　弊社が行う品位等検査に係る検査手数料の額は、それぞれ次の各号に掲げる農産物の区分に応じ、当該各区分に掲げる額とする。  一　玄米  イ　30キログラムを超え60キログラム以下の包装のもの  １包装につき　50円  ロ　30キログラム以下の包装のもの  １包装につき　25円  ハ　イ及びロに掲げるもの以外のもの  １トン当たり　1,000円 | （検査手数料）  第21条　弊社が行う品位等検査に係る検査手数料の額は、それぞれ次の各号に掲げる農産物の区分に応じ、当該各区分に掲げる額とする。  一　玄米  イ　30キログラムを超え60キログラム以下の包装のもの  １包装につき　50円  ロ　30キログラム以下の包装のもの  １包装につき　25円  ハ　イ及びロに掲げるもの以外のもの  １トン当たり　790円 |

新旧対照表

（記載例）